

2017 年度教育奉謝金募集要項

1. 目 的 「学校と学校を結ぶ助け合い」を理念とし、県内の教育関係職員及び児童、生徒の福祉の増進に寄与することを目的とします。
2. 募集範囲 県内の教育関係職員及び児童・生徒
3. 募集単位 学校ごと
4. 募集目標額 総額 1,500 万円
5. 拠 出 額

教育関係職員	一人	600 円
高等学校生徒	一人	100 円
中学校生徒	一人	100 円
小学校児童	一人	100 円

※ 要保護家庭及び準要保護家庭の児童・生徒からの拠出は不要ですが、基準どおり給付します。また、拠出後の人数変更による調整も不要です。
6. 払 込 方 法

なるべく 9 月末日までにいずれかの方法により払込みください。

 - (1) 専用払込書による払込み
 - (2) 本会事務局窓口にて現金払い

※ 郵便局から払込む場合は、払込書をお送りしますのでご連絡ください。
7. 補 助 金 本会ではこの事業に毎年 100 万円補助しています。
8. 給付額および給付基準

※傷病見舞金の給付額の引き上げ及び給付基準を緩和しました。

区 分		教育関係職員	児童・生徒	給付基準
傷病見舞金	基本	11,000 円	6,000 円	5 日以上入院、又は継続して 10 日以上欠勤又は欠席
	加算	8,000 円	6,000 円	継続して 20 日以上欠勤又は欠席
	長期加算	7,000 円	5,000 円	継続して 30 日以上欠勤又は欠席
災害見舞金	風水雪害、地震等	15,000 円	10,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅又は家財の 5 分の 1 以上損壊又は焼失 ・ 居宅の床上浸水又は消防冠水
	火災	20,000 円	15,000 円	
弔 慰 金	—	100,000 円	50,000 円	死亡したとき

《 備 考 》

- ① 欠勤とは、休暇等で勤務しないことをいい、欠席には休学を含みます。
- ② 慢性的な同一傷病名で入院又は欠勤欠席を繰り返す場合は、年度内 2 回までの給付とします。

一般財団法人 青森県教育厚生会 事業課

〒030-0823 青森市橋本一丁目 2 番 25 号

Tel 017-721-1313 Fax 017-723-2267